



平成 27 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイイチ
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 達雄
(コード番号 7643 東証 J A S D A Q、札証)
問 合 せ 先 取締役総務兼企画 IR 担当 川瀬 豊秋
(TEL 0155 - 38 - 3456 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 61 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 12 月 22 日(火)
定款一部変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 22 日(火)

以 上

(別紙)

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>

以上